

首都高速道路株式会社が管理する高速道路に係る  
高速道路利便増進事業に関する計画

平成24年3月21日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
首都高速道路株式会社

## 【目次】

<b>1</b>	<b>高速道路利便増進事業</b>	
1	上限料金の引下げに係る割引	1
2	環境ロードプライシング	2
3	曜日別時間帯別割引	5
4	大口・多頻度割引の契約単位割引	5
5	会社間連続利用割引	6
6	会社間乗継割引	6
7	中央環状線迂回利用割引	7
<b>2</b>	<b>高速道路貸付料の額の減額</b>	10
<b>3</b>	<b>一般会計に承継される機構債務</b>	10
<b>4</b>	<b>計画期間</b>	11
<b>5</b>	<b>実施体制</b>	12
<b>6</b>	<b>協定の変更</b>	12

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第4条第2項に基づき共同して作成し、平成23年3月17日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第4条第8項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

## 1 高速道路利便増進事業

法第4条第10項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

### 1 上限料金の引下げに係る割引

#### ① 割引を適用する自動車

別紙1に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）を通行する普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車、普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）及び大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（同条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）。

#### ② 割引内容

##### (イ) 割引後の額

利用した出入口等（入口、出口及び東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。）の間の距離（以下「料金距離」という。）が、1回の通行につき1台あたり、下表に掲げる料金距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。

料金距離	割引後の額	
	普通車	大型車
30.0km超	857.14円	1,714.28円

##### (注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別紙2のとおりとする。ただし、記(イ)の表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

a: 出入口等の間の経路が複数存在するときは、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b: 出入口等の間の距離が通行する方向により異なるときは、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c: 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別紙2について軽微な変更を行う場

合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(ロ) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(イ)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等間の料金距離に応じた額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

③ 実施期間

平成24年1月1日から平成62年9月30日まで

2 環境ロードプライシング割引

① 割引を適用する自動車

E T C車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕のうち大型車

② 割引率等

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町(大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクション)まで及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町(大師出入口から川崎浮島ジャンクション)までの区間の一部を含む区間を利用した場合、割引率は20%とする。ただし、下表に定める利用区間〔ただし、神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目〔浅田出入口から大師ジャンクション(大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。)まで〕の区間を通行しない場合に限る。〕を通行する場合においては、同表の割引額を料金距離に応じて適用し、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成26年 3月31日 まで	平成26年 4月1日以 降
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町〔大師出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)からの通行に限る。〕〕まで。	5.6km	0円	200円

川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町〔殿町出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕〕まで。	3. 5 km	0円	400円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクション）まで。	4. 1 km	400円	400円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町〔東扇島出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕〕まで。	4. 1 km	0円	400円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎区東扇島（殿町出入口から東扇島出入口）まで。	7. 6 km	250円	250円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで。	12. 0 km 超 18. 0 km 以下	450円	450円
	18. 0 km 超 24. 0 km 以下	650円	650円
	24. 0 km 超	850円	850円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（殿町出入口）から首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	12. 0 km 超 18. 0 km 以下	450円	450円
	18. 0 km 超 24. 0 km 以下	650円	650円
	24. 0 km 超	850円	850円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島（東扇島出入口）から首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	6. 0 km 超 12. 0 km 以下	250円	250円
	12. 0 km 超 18. 0 km 以下	450円	450円
	18. 0 km 超 24. 0 km 以下	650円	650円

	24.0km超	850円	850円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（殿町出入口から湾岸環八出入口）まで。	2.3km	150円	150円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（東扇島出入口から湾岸環八出入口）まで。	6.4km	180円	180円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（殿町出入口から空港中央出入口）まで。	2.3km	150円	150円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（東扇島出入口から空港中央出入口）まで。	6.4km	180円	180円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（東扇島出入口又は殿町出入口）から首都高速道路の路線名中、(1)から(23)、(26)から(30)の路線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	12.0km超 18.0km以下	140円	140円
	18.0km超 24.0km以下	160円	160円
	24.0km超	180円	180円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	6.0km以下	150円	150円
	6.0km超 12.0km以下	180円	180円
	12.0km超 18.0km以下	210円	210円
	18.0km超 24.0km以下	240円	240円

	24.0km超	270円	270円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出入口等(殿町出入口及び東扇島出入口を除く。)から首都高速道路の路線における各出入口等(湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。)まで。	12.0km超 18.0km以下	140円	140円
	18.0km超 24.0km以下	160円	160円
	24.0km超	180円	180円

③ 実施する期間

平成24年1月1日から平成62年9月30日まで

3 曜日別時間帯別割引

① 割引を適用する自動車

E T C車

② 割引率

下表の区分及び時間帯に応じた割引率を適用する。また、割引後の料金の額に10円未満の端数があるときは、四捨五入により10円単位の端数処理をした額をもって徴収する料金の額とする。ただし、日曜日及び祝日における普通車は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、30%の割引率を適用し、50円未満の端数があるときは24捨25入により50円単位の端数処理をした額とする。

区分	時間帯	割引率
日曜日及び祝日	終日	20%
月曜日～土曜日 (祝日を除く。)	0時以後～6時前	20%
	22時以後～24時前	20%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。

③ 実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

4 大口・多頻度割引の契約単位割引

① 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者(以下「利用者」という。)の自動車

② 割引率

利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の当該月間利用金額の合計に対し5%の割引率を適用する。

③ 実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

5 会社間連続利用割引

① 割引を適用する自動車

下表中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線（同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。）の組合せで通行するETC車

路線	接続地点	路線
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速横浜羽田空港線（横浜公園） 神奈川県道高速湾岸線（杉田、三溪園） 横浜市道高速2号線（石川町）

② 割引額

割引額は、普通車100円、大型車200円とする。

③ 実施期間

平成21年4月1日から平成23年12月31日まで

6 会社間乗継割引

① 割引を適用する自動車

下の表A及び表B中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線（同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。）の組合せで通行するETC車  
表A

路線	接続地点	路線
高速自動車国道第一東海自動車道	世田谷区砧公園	都道首都高速3号線（池尻）
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	戸田市美女木六丁目	都道首都高速5号線（板橋本町）
高速自動車国道常磐自動車道・高速自動車国道東関東自動車道水戸線	三郷市番匠免二丁目	埼玉県道高速足立三郷線（八潮南）
一般国道14号（京葉道路）	江戸川区谷河内二丁目	都道首都高速7号線（錦糸町）



高速自動車国道東関東自動車道水戸線	市川市高谷	千葉県道高速湾岸線（浦安）
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線・高速自動車国道常磐自動車道	川口市大字西新井宿	埼玉県道高速葛飾川口線（新郷）
一般国道466号（第三京浜道路）・一般国道1号（横浜新道）	横浜市神奈川区三ツ沢西町	神奈川県道高速横浜羽田空港線（東神奈川、子安、みなとみらい）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市保土ヶ谷区狩場町	横浜市道高速2号線（阪東橋）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速湾岸線（杉田）

表B

路線	接続地点	路線
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	杉並区上高井戸三丁目	都道首都高速4号線（永福）
一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）	川崎市川崎区浮島町	都道高速湾岸線（湾岸環八、空港中央） 神奈川県道高速湾岸線（東扇島） 川崎市道高速縦貫線（殿町、大師）

② 割引額

表Aに係る割引額は、普通車100円、大型車200円とする。

表Bに係る割引額は、普通車200円、大型車400円とする。

③ 実施期間

平成24年1月1日から平成26年3月31日まで

7 中央環状線迂回利用割引

① 割引を適用する自動車

谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを經由せず、下表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行するETC車とする。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

入口等（起点）	出口等（終点）
世田谷区砧公園（高速自動車国道第	三郷ジャンクション（三郷を含む。以下同じ。）、

一東海自動車道との接続部)、用賀、三軒茶屋	八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷	三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町	江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出口等
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出口等
三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平	杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出口等
江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出口等
市川市高谷（高速自動車国道東関東	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和

自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各出口等
大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、首都高速道路の路線名中、(24)、(25)及び(31)から(35)の路線における各入口等	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西

② 割引額

割引額は、普通車100円、大型車200円とする。

③ 実施期間

平成24年1月1日から平成26年3月31日まで

## 2 高速道路貸付料の額の減額

法第4条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

高速道路貸付料の額の減額（百万円）	802,355
-------------------	---------

## 3 一般会計に承継される機構債務

法第4条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される 機構債務	承継額（百万円）		利率 （%）	償還期限	利息支払期
	元本	利息			
財政融資資金貸付金借入金 14101	4,365	4,026	339	1.20	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14102	45,928	42,644	3,284	1.10	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14103	15,974	14,929	1,045	1.00	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14104	35,003	32,859	2,144	0.90	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14105	24,300	22,812	1,488	0.90	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14106	47,050	44,471	2,579	0.80	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14107	171,248	162,976	8,272	0.70	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14108	8,999	8,565	434	0.70	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14109	13,750	13,176	574	0.60	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14110	13,805	13,306	499	0.50	平成35年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14111	14,579	13,562	1,017	1.00	平成35年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 11101	7,000	6,903	97	2.10	平成21年9月29日 7月28日 1月28日

政府保証に号 第178回道路債券	98,471	92,500	5,971	1.50	平成27年3月20日	5月30日 11月30日
---------------------	--------	--------	-------	------	------------	-----------------

(注1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

(注2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

(注3) 高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ずる支払利息の軽減額（現行の収支明細における前提条件に基づき算定）を考慮している。

#### 4 計画期間

平成21年4月1日から平成62年9月30日まで。

## 5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告し、必要に応じて本計画の変更を行う。

## 6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

## 高速道路の路線名

- (1) 都道首都高速 1 号線
- (2) 都道首都高速 2 号線
- (3) 都道首都高速 2 号分岐線
- (4) 都道首都高速 3 号線
- (5) 都道首都高速 4 号線
- (6) 都道首都高速 4 号分岐線
- (7) 都道首都高速 5 号線
- (8) 都道首都高速 6 号線
- (9) 都道首都高速 7 号線
- (10) 都道首都高速 8 号線
- (11) 都道首都高速 9 号線
- (12) 都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海 2 丁目 3 5 番から同都江東区有明までの区間
- (13) 都道首都高速 1 1 号線
- (14) 都道首都高速葛飾江戸川線
- (15) 都道首都高速板橋足立線
- (16) 都道首都高速目黒板橋線
- (17) 都道首都高速品川目黒線
- (18) 都道高速湾岸線
- (19) 都道首都高速湾岸分岐線
- (20) 都道高速横浜羽田空港線
- (21) 都道高速葛飾川口線
- (22) 都道高速足立三郷線
- (23) 都道高速板橋戸田線
- (24) 神奈川県道高速横浜羽田空港線
- (25) 神奈川県道高速湾岸線
- (26) 埼玉県道高速葛飾川口線
- (27) 埼玉県道高速足立三郷線
- (28) 埼玉県道高速板橋戸田線
- (29) 埼玉県道高速さいたま戸田線
- (30) 千葉県道高速湾岸線
- (31) 横浜市道高速 1 号線
- (32) 横浜市道高速 2 号線
- (33) 横浜市道高速湾岸線
- (34) 横浜市道高速横浜環状北線
- (35) 川崎市道高速縦貫線









都道首都高速目黒板橋線

						富ヶ谷	大橋JCT
						0.4	2.4
				西新宿JCT	初台南	1.6	3.6
			中野長者橋	—	—	—	—
		西池袋	4.0	5.7	—	7.3	9.3
	高松	—	—	—	—	—	—
熊野町JCT	0.3	2.0	6.0	7.7	—	9.3	11.3

神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

												辰巳JCT
												1.4
												1.4
												2.9
												—
												—
												6.2
												6.9
												8.4
												9.6
												13.9
												—
川崎浮島JCT・浮島	2.3	4.1	8.4	9.6	11.1	—	13.6	15.1	16.6	—	—	18.0

													東関東自動車道 水戸線
													—
													6.4
													—
													9.8
													11.2
													13.1
													14.6
													16.0
													16.0
													17.5
													—
													20.8
													21.5
													23.0
													24.2
													28.5
													—
													32.6

都道首都高速湾岸分岐線

	昭和島JCT
東海JCT	1.9

都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

													川口JCT
													—
													—
													4.9
													6.3
													—
													8.6
													10.3
													12.5
													13.6
													16.6
													18.5

